

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鷹栖町役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.5%
全職員	90.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階別	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— ※1
本庁課長相当職	— ※2
本庁課長補佐相当職	99.7%
本庁係長相当職	98.4%

※1 当該役職の設定なし

※2 当該役職相当の女性職員なし

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.7%
31～35年	96.6%
26～30年	92.6%
21～25年	89.3%
16～20年	87.8%
11～15年	91.7%
6～10年	100.3%
1～5年	109.7%

【説明欄】

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、報酬が時間額で定められている職員は対象外としている。